

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和5年10月25日(2023.10.25)

【公開番号】特開2023-55942(P2023-55942A)

【公開日】令和5年4月18日(2023.4.18)

【年通号数】公開公報(特許)2023-072

【出願番号】特願2023-18216(P2023-18216)

【国際特許分類】

B 32B 27/32(2006.01)

10

B 65D 65/40(2006.01)

【F I】

B 32B 27/32 E

B 65D 65/40 D

【手続補正書】

【提出日】令和5年10月17日(2023.10.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プロピレン単独重合体(A)70~10質量%、及びエチレン含有量が6質量%以下であるプロピレン・エチレンランダム共重合体(B)30~90質量%を含有する、ヒートシール層である第一の層と、

プロピレン・エチレンブロック共重合体(C)及びエチレン・プロピレン共重合体エラストマー(D)を含有する第二の層と、をこの順に備える多層フィルム。

【請求項2】

前記第二の層が、前記プロピレン・エチレンブロック共重合体(C)90~50質量%及び前記エチレン・プロピレン共重合体エラストマー(D)10~50質量%を含有する、請求項1に記載の多層フィルム。

【請求項3】

前記第一の層の厚さが、前記多層フィルムの厚さを基準として8~30%である、請求項1又は2に記載の多層フィルム。

【請求項4】

前記第一の層と、

前記第二の層と、

プロピレン単独重合体(A)及び融点が132~150であるプロピレン系樹脂(B)を含有する第三の層と、をこの順に備える、請求項1に記載の多層フィルム。

【請求項5】

前記第一の層及び前記第三の層の総厚が、前記多層フィルムの厚さを基準として16~42%である、請求項4に記載の多層フィルム。

【請求項6】

前記第二の層の厚さが20μm以上である、請求項1又は2に記載の多層フィルム。

【請求項7】

請求項1又は2に記載の多層フィルムと、基材と、を備える包装材。

【請求項8】

前記基材が、二軸延伸ポリプロピレンフィルムである、請求項7に記載の包装材。

40

50

**【請求項 9】**

請求項 7 に記載の包装材から製袋された包装体。

10

20

30

40

50